

令和7年度 就学義務猶予免除者等の 中学校卒業程度認定試験について

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験は、病気などやむを得ない事由により、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された子等について、中学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。合格した人には高等学校の入学資格が与えられます。

- 受験資格**
- ①就学義務猶予免除者である人または就学義務猶予免除者であった人で、令和8年3月31日までに満15歳以上になる人
 - ②保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、かつ、令和8年3月31日までに満15歳に達する人で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた人
 - ③令和8年3月31日までに満16歳以上になる人（（1）及び（4）に掲げる者を除く。）
 - ④日本の国籍を有しない人で、令和8年3月31日までに満15歳以上になる人

試験期日 10月16日(木) **試験会場** 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁10階 1001会議室

願書受付期間 6月30日(月)～8月29日(金)

受験案内配布場所 宮城県教育委員会及び文部科学省にて配布

☎ 教育委員会事務局 学務係 ☎46-2604

令和7年度 宮城県後期養育里親・養子縁組里親 登録研修のお知らせ

さまざまな理由により家庭で暮らせない子どもたちがいます。そうした子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解をもって育てる「里親」が必要とされています。

「里親」になることを希望する人のための、里親登録研修を開催します。

受講申込期間 8月7日(木)～9月5日(金)

研修日程 【基礎研修】講義：10月3日(金)、実習：10月18日(土)
【登録前研修】講義：10月31日(金)～11月1日(土)
実習：11月中の連続した2日間

開催場所 【講義】仙台市旭ヶ丘市民センター 【実習】県内の乳児院・児童養護施設

申込方法 お住いの地域を管轄する児童相談所までお申し込みください。
南三陸町の方 宮城県東部児童相談所気仙沼支所 ☎21-1020

☎ みやぎ里親支援センターけやき ☎022-718-1031

記念 シンポジウム

ウタツギヨリユウ化石天然記念物国指定50周年記念 魚竜化石と共産する多様な生物相 —P/T境界での大量絶滅後の海洋生物相の回復と発展—



日時 8/30(土) 午後1時30分～5時 **場所** 平成の森 アリーナ

歌津総合支所化石展示室では、特別企画展「南三陸の魚竜化石と大地の生い立ち」を開催中です。これを記念し、南三陸町の化石を日々研究している化石博士たちが、それぞれの最新研究の成果を発表するシンポジウムを実施します。

入場無料
来場者全員に
オリジナルグッズ
をプレゼント!

パ ネ ー ー	中 島 保 寿 氏	・東京都市大学理工学部 准教授 ・魚竜など海生は虫類の研究
	吉 澤 和 子 氏	・産業技術総合研究所 特別研究員 ・ウタツギヨリユウ化石などの研究
	永 広 昌 之 氏	・東北大学名誉教授（東北大学総合学術博物館協力研究員） ・アンモナイトや囊頭類化石などの研究
	加 藤 久 佳 氏	・千葉県立中央博物館 上席研究員 ・甲殻類化石などの研究
	石 寄 美 乃 氏	・東京大学総合研究博物館 博士課程（日本学術振興会特別研究員） ・腕足動物化石などの研究
	鹿 納 晴 尚 氏	・東北大学総合学術博物館 技術職員 ・放散虫や囊頭類化石などの研究

今から約2億5千万年前、地球史上最大の生物大量絶滅が起こり、海にいた生き物の約95%が絶滅したといわれています。そこからウタツギヨリユウや海の生き物たちはどう回復し、発展していったのか。研究最前線から各専門家が紐解いていきます。

☎ 教育委員会事務局 生涯学習係 ☎46-2604



クダノハマギョリユウ

クダノハマギョリユウは、その名のとおり歌津管の浜の海岸から見つかった魚竜（海に生息していた、は虫類）です。南三陸町は、クダノハマギョリユウのほか、世界最古級の魚竜「ウタツギヨリユウ」と、日本で初めて見つかった魚竜「ホソウラギョリユウ」の3種類が「魚竜の町」です。さには「魚竜の町」です。時、ウタツギヨリユウと同じ種類の魚竜と考えられていましたが、詳しい調査の結果、別の種類の魚竜であることがわかりました。比較的小さな体で、口の前の方には、奥の方には食べ物をすりつぶすための太い歯をもっているのが特徴です。クダノハマギョリユウは、歌津総合支所化石展示室で開催されている、特別企画展「南三陸の魚竜化石と大地の生い立ち」の中で見ることが出来ます。

ご存知ですか？
文化財保護のこと

土地に埋もれている昔の建物跡やそれに伴う土器・石器などは町の大切な文化財です。一旦壊してしまえば二度と元に戻すことができません。これから住居の新築や土地の造成・改良などをお考えの場合は、必ず教育委員会にご連絡ください。

☎ 教育委員会事務局 生涯学習係 ☎46-2604